



宮 崎 県 公 報

令和8年9月10日（木曜日） 第 745 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定（2件）…（福祉保健課）1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ）1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止（2件）……………（ “ ” ）1	
○保安林の指定予定の通知（6件）……………（自然環境課）2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（ “ ” ）3	

○道路の区域の変更……………（道路保全課）3	
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ）4	
○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……………（ “ ” ）4	
○公金の収納に関する事務の委託……………（建築住宅課）4	

人事委員会公告

○令和8年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠））の実施……………5	
○令和8年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施……………5	

告 示

宮崎県告示第 636号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
さざんくろす	延岡市北一ヶ岡4丁目5番地5号 102号室	令和8年7月1日
蜂鳥訪問看護ステーション	都城市山之口町山之口3834-1	令和8年8月3日

宮崎県告示第 637号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
プレストクリニック延岡	延岡市北小路7-3	令和8年8月3日
かぜた薬局	日南市風田弓場3637番2	令和8年8月1日

宮崎県告示第 638号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定医療機関の名称変更

名 称	所在地	変更前	変更後	変 更 年月日
愛泉会宮崎医療福祉センター	日南市大字風田3649番地2	愛泉会 日南病院	愛泉会宮崎医療福祉センター	令和8年7月1日

宮崎県告示第 639号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
とよみつ調剤薬局	都城市豊満町 817番地 5	令和8年6月20日

宮崎県告示第 640号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション 陽のひかり	延岡市塩浜町3丁目17 95番地 1	令和8年9月6日

宮崎県告示第 641号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字餅ヶ瀬田尾乙 129、字天神河内乙 145－1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 642号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字天神河内乙 300－1、乙 301、字荷取地乙 346－7、乙 347－1、乙 350－1、乙 391－1、乙 391－4
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 643号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山 224－3から 224－5まで、224－31、224－36、224－43、224－51から 224－53まで
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 644号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字菅野尾1371－1・1371－3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 645号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字笹野原2053－15（次の図に示す部分に限る。）、2053－13、2071－23

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 646号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字諸和久山3673－1、3674－5、3674－6

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 647号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 えびの市・西諸県郡高原町・西臼杵郡高千穂町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

えびの市・西諸県郡高原町・西臼杵郡高千穂町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁並びにえびの市役所、高原町役場及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 648号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 9 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美々津線	日向市東郷町山陰字日平甲 381 番 1 地先から同市美々津町字田久保 579 番 1 地先まで	旧	4.9～9.1	199.5
				新	4.9～19.5	191.4

宮崎県告示第 649号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町山陰字又江野丙1482番1地先から同市同町山陰同字丙1491番3地先まで	令和8年9月10日

宮崎県告示第 650号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市大貫町一丁目2922番3地先から同市大貫町一丁目2863番2地先まで	令和8年9月10日

宮崎県告示第 651号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市大字塩見字通り山 10947番1地先から同市同大字字通り山下 11023番

		1地先まで
--	--	-------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年9月25日

宮崎県告示第 652号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	稲葉崎平原線	延岡市大貫町一丁目2922番3地先から同市大貫町一丁目2863番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年9月25日

宮崎県告示第 653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橋通東四丁目3番5号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブンーイレブン・	東京都千代田区二番町8番地8

ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 広島県広島市安佐北区安佐町大 字久地 665 番地の 1 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
--	--

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

人事委員会公告

令和 8 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

令和 8 年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

--	--